

## 決算書は何を報告するか

### ① 時価主義会計への疑問

## What Report the Financial Statement

### ① A Doubt of the Current Value Accounts

神山英夫\*

Hideo Kamiyama

#### はじめに

我国の企業会計制度はドイツ・フランス商法を手本として、明治23年に商法が制定されて以来何回かの改定があったものの、その根幹は変わることなく最近まで維持されてきた。

しかし、経済活動の国際化の進展に加えて、資本取引の自由化も行なわれ、日本企業の海外証券市場への上場や海外投資家による日本企業の株式取得が広まった。そうした中で、黒字決算を公表していた株式公開大企業が相次いで倒産し、その実体が巨額の実質赤字であったことが判明したため、海外投融資家から日本企業の決算書ひいては日本の会計制度の特殊性ないし信頼性に対する強い疑問が提起されるようになった。

このような信頼性に対する疑問が生ずる原因は、我国の会計制度が資産評価において伝統的に「取得原価主義」を採用しているためである。すなわち、資産は取得時の価格で貸借対照表に計上されており、物価が大きく変動した場合、決算時点の時価と大きく乖離してしまうのである。

例えば、バブル時に土地価格が高騰したが、それ以前から保有していた土地の貸借対照表計上金額は取得時の価格のままであり、多額の含み益が生じている。一方、バブル時に土地を購入していれば、その価格で貸借対照表に計上されており、

その後の土地価格の大幅な下落により多額の含み損が生じている。いずれの場合も、「貸借対照表は決算時点の財政状態を示す」という本来の役割を逸脱しているのである。

この批判を受けて、資産・負債の貸借対照表計上額を期末時点の公正価格に評価替えする「世界標準（グローバル・スタンダード）」採用の動きが最近急加速しており、まさに会計制度のビッグ・バンと呼ばれる状態にある。

ただ、巷間では世界標準と称されているが、正確に言えば現在は「国際会計委員会」(IASB)が作成した一部の草案が公表されているのみで、世界各国で承認された世界標準 (IAS) はまだ完成されていない。また、現在我国会計制度の改革で参照しているものは金融市場 (投融資額) が最も大きいアメリカの「財務会計基準審議会」(FASB) が作成し、同国で実施している会計基準である。しかも、アメリカでは現在公開されている IASB の草案についても自国の会計基準と異なる幾つかについて、それを受け入れ修正するという意思表示をしていないのが現状である。

この導入された、または近いうちに導入される予定のアメリカ会計基準に関する項目を具体的にみると次のとおりである。

- ① 従来個別法人格単位で公表していた個別決算書開示制度から企業グループ単位で公表する連結財務諸表開示制度への転換とその被連結

\* 教授

対象法人範囲の見直し（持株比率基準から実質支配力基準への変換）…株式公開企業は1999年4月以降開始事業年度から新基準の強制適用、その他の企業は当面任意。

- ② 従来公表義務の無かったキャッシュ・フロー計算書・連結キャッシュ・フロー計算書の開示制度導入…株式公開企業は同上時期以降新基準の強制適用、その他の企業は当面任意。
- ③ 税効果会計の導入…株式公開企業・商法特例法適用企業（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の企業）及び被連結中小企業は同上時期以降新基準の強制適用、その他の企業は当面任意。
- ④ 研究開発費の新会計基準の適用…株式公開企業及び被連結中小企業は同上時期以降新基準の強制適用、その他の企業は当面任意。
- ⑤ 退職給付金（企業年金）引当額の新会計基準の適用…株式公開企業及び被連結中小企業は原則2000年4月以降開始事業年度から、対応できない場合は2001年4月以降開始事業年度から強制適用、その他の企業は当面任意。
- ⑥ 時価主義会計基準の適用
  - ア 金融商品のうち金融資産・負債の発生・消滅の認識及び貸倒見積り高の算定に関する新基準…株式公開企業は原則2000年4月以降開始事業年度から新基準の強制適用（前倒し適用可）。
  - イ 金融商品のうち投資有価証券の時価評価…株式公開企業は原則2001年4月以降開始事業年度から新基準の強制適用（前倒し適用可）。

以上の改革は決算書の開示制度の改革にとどまらず、経理処理内容そのものを根本から変革させるもので、企業への影響は大きい。しかも、その適用範囲は株式公開企業にとどまらず、改定・拡大された被連結対象企業にまで及ぶため、一部大企業の改革と捉えることは不相当であることに留意する必要がある。

これらの改革はそれぞれが重要な意味を持つもので、一つ一つ論考を必要とするものであるが、本論ではこのうちの「時価主義会計」と呼ばれるものに限定して論及する。

（注）時価主義会計という言葉の語源として、

1980年代までは主として「Current Cost Accounts」が使われていたが、最近では「Current Value Accounts」が主流となっている。

## 第1節 決算書作成のルール

### 1 決算書の意義

決算書とは、企業の経済活動のうち金銭で表示できるものを複式簿記の方法で記録・計算し、その結果を一定の様式に集計した財務諸表と定義される。具体的には、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、利益金（損失金）処分計算書がそれであった。ただし、製造原価報告書はその名のとおり製造業でのみ作られるもので、損益計算書の勘定科目「当期製造原価」の内訳計算書として位置づけることができる。また、利益金（損失金）処分計算書も当期業績主義損益計算書作成時代（昭和49年の改定まで）にはそれなりの役割を持っていたが、今日ではその内容の大部分を含めた包括主義損益計算書が作られており、存在価値を失い、利益の処分又は損失の処理に関する議案（商法第281条）に変わっている。したがって、実質的には貸借対照表と損益計算書をもって決算書ということが多い。

貸借対照表とは、決算日において企業に投入された資金がどのような資産に幾ら運用されているかを示すとともに、その資金の調達源泉別に負債（他人資本）・資本（自己資本＝株主資本）に大区分し、それぞれを誰から幾ら調達したかを示す一覧表である。これを要約して一般に「貸借対照表は決算日現在の財政状態を示す」と言われている。ここでは、資本取引がない場合、当期利益（損失）額は前期資本額と当期資本額との増減差額として把握される。

一方、損益計算書とは、一会計期間（我国では多くの企業が1年間）において経営活動の結果獲得した収益額と、収益を得るための犠牲である費用額とをそれぞれ集計し、その差額としての利益（損失）額を示す一覧表である。これを要約して一般に「損益計算書は一定期間の経営成績を示す」と言われている。

しかも重要なことは、貸借対照表が示す利益額（損失額）と損益計算書が示す利益額（損失額）とが必ず一致していることである。これは複式簿

記の原理によるものである。ただ、簿記そのものは与えられた条件のもとに取引記録を機械的に行なうのみで、その内容すなわち「どの時点で取引を認識するか、資産・負債・資本の金額を幾らと評価・認識するか」は会計学の領域（会計基準）の問題である。収益・費用を当期のものと認識するか、翌期のものと認識するかにより、当期の経営成績は当然変動する。同様に、期末の資産・負債の評価をどのような基準で行なうかにより財政状態も変動する。更に、評価損益を当期に計上するか否かにより経営成績はまた変動する。このため、会計基準の改革の影響は極めて大きい。

## 2 決算書の様式

決算書を見る人がその企業の財政状態や経営成績を正しく理解できるようにするため、また、他社との比較ができるようにするため、個々の勘定科目の使い方や、決算書の勘定科目配列順、大区分・中区分の使い方など決算書表示様式は各種会計規範により詳細に定められている。その概要は次のとおりである。

### ① 貸借対照表作成の基本ルール

貸借対照表においては、「1年基準」（ワン・イヤールール）または「正常営業循環基準」により、1年以内に資金（現金）化することが予想される資産を流動資産という中区分に集中表示し、それ以外の資産を固定資産または繰延資産という中区分に集中表示する。負債についても同基準により、1年以内に支払い期限が到来するものを流動負債という中区分に集中表示し、それ以外の負債を固定負債という中区分に集中表示する。

### ② 損益計算書作成の基本ルール

損益計算書においても、利益（損失・以下同）がどのような経営活動の結果生じたかが分かるように、企業の本来活動により獲得した利益を営業利益として表示し、これに営業外活動で生じた損益を営業外利益・営業外費用に区分し、これを加減算したものを経常利益として表示する。これは一会計期間に企業が獲得した実力利益として、今日の企業会計では最も重視される利益である。更に、これに加えて、当期外の要因により発生した損益

を特別利益・特別損失に区分し、これを加減算して税引前利益を表示し、そこから法人税等利益にかかわる税額を控除して（税引後）当期利益を表示する。

## 3 我国の会計規範

このように個々の勘定科目の使い方に始まり決算書の表示様式までを定め、企業会計に重要な影響を持つ会計基準をまとめたものを「会計規範」と呼ぶが、現在我国には以下ものがある。

### ① 企業会計原則

これは大蔵大臣の諮問機関である「企業会計審議会」が1949年に初めて公開し、その後何回かの小改定をしたもので、一般原則7項目、損益計算書原則9項目、貸借対照表原則5項目により構成されている。なお、損益計算書原則及び貸借対照表原則は更に中項目・小項目に展開されている。

この特徴は、その前文に記されているように「企業会計実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」である。また、公認会計士による監査以外では強制力はないものの、「特別の理由が無い限り企業会計に関係ある法令等の制定改廃にはこの基準を尊重すべきもの」と宣言しており、企業会計の分野における憲法と位置づけされるものである。ただ、その内容は理念論が中心で、以下の会計規範と比べると具体性が乏しいうみがある。

### ② 商法及び商法計算規則

商法では第4章第4節会社ノ計算の第281条から第293条ノ5迄で、企業会計について規定している。なお、商法はその第32条2項で「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定しており、これは企業会計原則を指すものと解釈されている。

また、商法（281条1項）及び株式会社の監査等に関する法律（通称：商法特例法）を受けて制定された法務省令昭和38年第53号「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（通称：商

法計算規則)は6章53条で構成されており、その内容は主として決算書の表示方法、脚注の使い方を詳細に定めている。

この会計規範の特徴は商法を受けているので、別の優先会計基準が定められている特定業種を除き、国内企業は全てこの基準にしたがった決算書作成が義務づけられていることである。

### ③ 財務諸表等規則

昭和23年に制定された証券取引法の5条以下を受けて制定された大蔵省令昭和38年第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」は7章131条で構成されており、その内容は法律名どおりである。なお、この附属規定として財務諸表規則取扱要領(220条)もあり、そこでは更に詳細な規定が掲げられているが、その第1条で「この取扱要領で定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習に従うものとする。」と規定しており、これも企業会計原則を指すと解釈されている。

この規則の制約を受けるのは大蔵大臣に届け出が必要な有価証券を発行する企業であり、具体的には株式公開企業・大口社債発行企業等公認会計士の監査を受けることが義務づけられている企業である。

### ④ 法人税法等

これは法人税法164条・同施行令190条・同施行規則69条・同基本通達大分類20項目・同個別通達、および租税特別措置法・同施行令・同施行規則・同基本通達のうちの法人税法関連条項、からなる。現在の法人税法体系は昭和40年に制定され、以後ほぼ毎年のように改廃され今日に及んでいる。

これを会計規範と呼ぶにはやや疑問があるが、上記3規範に比べ極めて詳細・具体的な評価・計算規定を持ち、これと異なる基準で経理処理を行なった場合は、法人税申告書作成時に煩雑な調整計算を義務づけられている。このため、多くの中小企業が法人税法基準にしたがった内容の決算書を作成しており、その意味では最も利用されている会計規範と言えるものである。なお、ここでも法人

税法第22条4項で「収益・費用の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準慣習に従って計算されるものとする」と規定しており、これは商法及び企業会計原則に従った計算を指すものと解釈されている。

以上4つの実質的会計規範を概観したが、もちろんこれ以外にも個別業種指定の会計基準等幾つかの会計基準が存在する。しかしそれらはいずれも上記4会計規範の傘下にある個別会計基準と位置づけられるものであるからこれ以上の論及は省略する。問題は次の点にある。

## 4 会計規範間の不統一

強制力の無い企業会計原則は別として、その他の3規範は商法・証券取引法・法人税法等、とそれぞれ法律を受けた会計規範であり、その法律の適用対象企業は各規範に則した経理処理や決算書表示様式に従う決算書作成が求められる。しかし、この3会計規範間で求めるものが微妙に違っている。この原因は基となる法律制定の趣旨が異なるためである。

まず、商法は債権者保護の観点から、企業の利益処分額言い換えれば配当可能利益限度額の計算を重視している。次に、証券取引法は投資家保護の観点から当期損益の認識を営業利益・経常利益等各段階で厳密に規定し、いかなる経営活動により生じた損益であるかが分るように利益区分の適正表示を重視している。一方、法人税法は商法計算規則を前提にしているものの、課税の公平の観点から収益計上時期・費用の限度額計算等に前二法にはない詳細な基準を定めている。

このため、企業実務ではまず商法基準にしたがった経理処理・決算書作成を行ない、株式公開企業ではこれを財務諸表規則にしたがった内容・様式に組み替え、更に、税務申告にあたっては法人税基準にしたがった利益額(課税所得額)計算をする、という二重三重の手数をかけている。

この煩雑な修正作業を少なくしようという趣旨で、一時は三会計規範間の調整が行なわれていたが、所轄官庁が商法計算規則は財務省、財務諸表規則は大蔵省証券局(現在金融企画局)、法人税法等は大蔵省主税局と分かれていることもあり、その調整は遅々として進んでいない。むしろ最近

は財務諸表規則と法人税法の間の乖離が進んでおり、税効果会計導入の一因となっている。

#### 例1 退職給与引当金繰入限度額計算の変更

法人税法は従来損金算入累積限度額として期末要支給額の40%まで引当金繰入を認めていたが、平成11年3月期決算以降これを20%に引き下げた。しかし、公認会計士協会では100%引当を求めている。このため、公認会計士監査受忍企業では法人税損金算入限度額を超える退職給与引当金の有税引当額が大幅に増加し、決算書公表利益と法人税課税所得とが大幅に乖離している。

#### 例2 貸倒引当金繰入限度額計算の変更

法人税法は平成10年3月期以降業種別貸倒引当金繰入率を廃止し、実績貸倒率のみとした。しかし、財務諸表規則では期末債権につきその回収可能性を個々に査定し、回収不能見込分について貸倒引当金の100%計上を求めている。このため、公認会計士監査受忍企業では法人税損金算入限度額を超える貸倒引当金の有税引当額が大幅に増加し、決算書公表利益と法人課税所得とが大幅に乖離している。

## 第Ⅱ節 取得原価主義・実現主義とは

従来の会計基準では各会計規範とも「資産評価については取得原価主義、収益については実現主義」が大原則であった。なお、ここでいう取得原価とは、棚卸資産については購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算した価額をいい、有価証券については購入代価に手数料等の付随費用を加算した価額をいい、有形固定資産についても引取費用等の付随費用を含めた価額をいう。

これを個々に見ると次のとおりである。

### 1 企業会計原則

貸借対照表原則五（資産の貸借対照表価額）において「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」と規定している。要するに、通常の場合、資産の取得時や保有時には原則として損益は発生せず、売却時に損益を認識するという考え方である。ただし、棚卸資産や有価証券の期末の時価が取得価額を著しく下回り、回復

する見込みがない場合、時価評価する旨の例外規定もあるが、評価益の計上は認めていない。これは一般原則六（通称：保守主義の原則）を受けて未実現利益の計上を認めていないからであり、一般に低価法（時価以下主義の原則）と呼ばれている。なお、債権については正常な貸倒見積高を控除した金額の計上を求めているが、これは総額主義の原則により、貸倒見積額を債権額から直接控除するのではなく、貸倒引当金という勘定科目を設定し、両建て表示を求めているのである。

### 2 商法

第34条（財産評価）において「流動資産ニ付イテハ其ノ取得価額、製作価格又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス、但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルヲ認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス」、「金銭債権ニ付イテハ其ノ債権金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ」と規定している。

その内容は概ね企業会計原則と同一で、低価法を要求しており、評価益の計上は会社更生法適用・合併等特殊の場合を除き認められていない。

### 3 財務諸表規則

財務諸表規則には統一的な評価方法の規定はないが、同取扱要領の第九において有価証券の取得価額の評価方法の例示として移動平均法・総平均法を挙げており、第十で棚卸資産の評価法として個別法・先入先出法等を挙げており、取得原価主義を前提としていることは明らかである。なお、同規則第81条に棚卸資産の低価基準による表示方法が、同規則取扱要領の第184に有価証券の評価損に関する表示方法が規定されており、この規則においても低価法を要求しており、評価益の計上は原則として認められていない。

### 4 法人税法

法人税法にも統一的な評価方法の規定はないが、第29条・30条に棚卸資産・有価証券の譲渡に関する損金算入の規定があり、第31条に減価償却資産の償却費の損金算入限度額に関する規定がある。これを受けて同法施行令第32条・38条及び54

条で取得原価主義を明示している。なお、第25条では資産評価益の益金不算入も規定している。一方、同施行令28条2で棚卸資産について、同第34条では有価証券について低価法による評価損損金算入を認める規定がある。したがって、ここでも低価法を前提にしていることが分るが、こちらは任意規定である。

### 第Ⅲ節 時価主義会計について

時価主義会計は1920年代にすでにヨーロッパを中心として、一部の学者が提唱していた。そして、1970年代に入るとアメリカ・イギリスを中心として、学者のみならず会計実務家や行政機関等の支持を得て急速に広まり、実務面に導入されていった。更に、1980年代の米国貯蓄貸付組合の大量倒産を契機として、アメリカでは一気に時価主義会計が主流となった。その理由は、これら組合の倒産により、従来の取得原価主義による取得時価額表示の決算書では期末の不良資産（回収不能債権）がそのまま正常資産（回収可能債権）と同列に扱われており、決算時の時価額と大幅に乖離していたことが判明したからである。この改善策として、債権・債務を期末時点で再評価し、貸借対照表の本来の目的である決算時点の財政状態を正しく表示・報告しようという趣旨により、時価主義会計が広く導入されたのである。

また、我国においても、バブル崩壊後の土地・有価証券の大幅な価格低落により巨大な損失を内包していたにもかかわらず、取得原価主義を隠蔽として、多くの企業がこれら含み損を公表せず、倒産後始めてその実体が判明したことへの反省から、最近急速に時価主義会計導入の動きが強まっている。

しかし、この時価主義会計という言葉の使い方は、それを使う人や使う時期により様々に定義されており、一様ではない。しいていえば、「期末時点の公正価格すなわち正味実現可能価格で資産・負債を洗い替え評価し、これを基に決算書を作成する会計」という使い方が最も一般的である。ただ、その洗い替えする範囲は依然として各人各様に定めており、一定ではない。そのため、ここではアメリカの会計基準を基にして日本公認会計士協会が定めている範囲を前提として論ずる。

現在導入されている、または導入されようとしている時価主義会計の主な項目は①外貨建債権債務の評価、②有価証券の評価、③貸付金の評価、④固定資産の評価、⑤退職給付金の評価、⑤デリバティブ取引の評価、が主なものであり、それについて従来の時価以下取得原価主義・実現主義と対比しながら論述する。

#### 1 外貨建債権債務の評価方法

これは1979年6月に企業会計審議会が公表した「外貨建取引等会計処理基準・同注解」を基準とするものであり、最終改正は1995年7月に行なわれている。

ここでは次のように規定されている。

- ① 外国通貨、外貨建短期金銭債権債務、1年以内に償還される外貨建保有社債等、については決算時の為替相場により円換算する。
- ② 外貨建長期金銭債権債務、長期外貨建保有社債等、については取得時又は発生時の為替相場により円換算する。
- ③ 本邦通貨による保証約款又は為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務については、当該円貨額を付する。
- ④ 外貨建長期金銭債権債務その他これに準ずる項目については、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表に注記しなければならない。

すなわち、「短期債権債務等は時価評価、長期債権債務等は取得価格評価を原則とする」、というものである。

#### 2 有価証券の評価

アメリカでは1993年5月に財務会計基準委員会によって公表された基準書第115号「負債証券及び持ち分証券に対する投資の会計」に従って、一定の有価証券を時価評価することになった。

ここでは有価証券を①企業が満期まで保有する目的で取得した満期保有証券、②企業が短期的に売却する目的で取得した売買目的証券、③①・②以外の売却可能証券、に三区区分し、それぞれの扱いを次のように定めている。

- ① は取得原価に割引額又は割増し額を加減した

償却原価により評価する。

- ② は期末の公正価値により時価評価するが、未実現損益を当該期間の損益と認識する。
- ③ も期末の公正価値により時価評価するが、それが実現するまで資本の部の株主持ち分に計上して、損益と認識しない。

一方、日本では1999年1月に企業会計審議会が「金融商品に関わる会計基準の設定に関する意見書」を公表し、金融商品に時価評価を導入することを提言し、2000年4月以降開始事業年度から適用することになった。日本では子会社・関連会社株式は取得原価、その他は全ての有価証券が期末時価評価となった。ここで注目すべきは評価益の計上が義務づけられたことと、評価損益の対象が投資有価証券まで拡大したことである。

なお、1999年3月に商法も改正され、新設された第285条の4第3項に「第1項ノ規定ニ拘ラズ市場価格アル金銭債権ニツイテハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得」と規定し、商法上も時価評価・評価益の計上を容認したが、これは任意規定であり、時価評価するか否かは企業に委ねられている。

### 3 貸付金の評価

アメリカでは貯蓄貸付組合の大量倒産を契機として貸付金の元本主義から現在価値主義への転換が提唱され、1993年5月に基準書第114号「債権者による貸付金減損の会計」が公表された。

ここでは、元本のみならず利息を含めた回収不能見込み額を貸付金の減損と認識し、その減損額を評価性引当金計上額とすることを求めている。

一方、日本では従来から企業会計原則注解18に貸倒引当金に関する規定があったものの、貸倒見積額の算定は企業に委ねられており、過日の大手都市銀行等の破産時にその巨大な引当て不足が露見した。この反省から1997年4月に日本公認会計士協会は銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に関わる内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を公表し、監査上の取扱を定めた。

ここでは債務者の財務状況等により、債権を①正常先、②要注意先、③破綻懸念先、④実質破綻先、⑤破綻先、の五つに区分し、それぞれの債権

に対して区分毎の繰入率による貸倒引当金の設定を求めている。

ただし、この区分と金融監督庁が金融機関向けに定めた分類基準とは一致していない。このため金融機関ではここでも調整作業を強いられている。

この他、銀行等以外の一般事業会社の債権評価のために、1999年1月に企業会計審議会が「金融商品に関わる会計基準の設定に関する意見書」を公表した。

そこでは①一般債権、②貸倒懸念債権、③破綻更生債権の三つに区分し、次の処理を求めている。

- ① については過去の貸倒実績率による貸倒見積額の算定する。
- ② については債権額から担保処分見積額及び保証による回収見込み額を控除し、その残額について債務者の財務状況を考慮した貸倒見積額の算定、又はキャッシュフロー計算による貸倒見積額の算定のいずれかを行なう。
- ③ については債権額から担保処分見積額及び保証による回収見込み額を控除し、その残額全てを貸倒処理する。

### 4 固定資産の評価

アメリカでは1995年5月に公表された基準書第121号「固定資産の減損及び処分予定の固定資産の会計」が、同年12月以降開始事業年度から適用された。

ここではタイトルどおり①今後も利用し続ける予定の固定資産、②処分する予定の資産、に二区分して、その処理方法を定めている。

- ① については帳簿価格が公正価格（市場価格）を上回っている場合、その差額を減損失額と認識する。
- ② については帳簿価格か、公正価格から売却費用を差し引いた価格（正味売却価格）、の何れか低い価額で評価し、帳簿価格が正味売却価格を上回っている場合、その差額を減損失額と認識する。

(注) ①・②共、市場価格が入手できない場合は、将来キャッシュフローを現在価値に割り引く方法によって公正価格を測定する。

なお、ここで注目したいのは、有価証券等の評価の場合と異なり、固定資産については評価減の規定があるので、評価益については何も触れていないことである。

また、現在公表されている国際会計基準第36号では、①アメリカのように固定資産を区分していないこと、②帳簿価格と対比する回収可能額を使用価値又は正味売却価格の何れか高い方の額と規定していることを付記しておく。

一方、日本ではこれに相当する一般的会計基準は未だ設定されていない。このため、多額の土地含み損を抱えながら利益計上した決算書を公表している企業が多数あるものと推定されるが、倒産後にその実体が公開されるのみである。

ただし、我国においても、1998年3月に「土地再評価法」が成立し、即日施行された。

これは時価主義会計とはまったく異なる理由によるものである。すなわち、「金融機関の保有する事業用土地を再評価し、その再評価益を損益計算書に計上させると共に、同額を自己資本に組み入れ、自己資本比率を引き上げ、金融機関の信用度を上げる。同時に、自己資本増加により貸し出し限度額を引き上げ、いわゆる貸し渋りを解消する」という政策目的で行なわれたものである。また、この土地再評価を行なえるのは商法上の大会社と金融機関に限定され、再評価できる時期も同法成立後2年以内に1回限りという時限立法であった。その後、同法は1999年3月に改正され、一般事業会社も行なえることとなると同時に、適用期間も1年延長された。ただし、土地の再評価をするか否かは企業に委ねられている。

## 5 退職給付金の評価

アメリカの財務会計基準委員会が公表し、1997年12月以降開始事業年度から適用することになった基準書第132号「事業主の年金会計」では年金債務を、①決算時点で過去の勤務により給付が確定している年金給付の現在価値である「確定給付債務額」、②現在の給与水準に基づいて今後の勤務分を含めた年金給付の現在価値である「累積給付債務額」、③将来の給与水準上昇を織り込んだ上での今後の勤務分を含めた年金給付の現在価値である「予測給付債務額」、に三区別して表示す

ることを求めている。そして、年金費用の測定には③の適用を、年金負債の測定には②の適用を指示している。

一方、1998年6月に企業会計審議会が公表した「退職給付に関わる会計基準の設定に関する意見書」では、退職給付を一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付と定義している。

退職金は、かつては、退職時に一時金として支給されていたが、今日では退職年金制度と併用する企業が多い。そのため、従来別々に扱っていた、退職一時金と退職年金に統一基準を設定している。

そこでは、見積もられる退職給付見込み額を各従業員の勤務期間を基準に各期に発生した退職給付額として配分計算することを求めている。

なお、退職年金制度は次の二つに大別される。

### ① 確定拠出型年金制度

これはアメリカで広く行なわれている制度で、401Kという略称で呼ばれ、我国でも最近導入が検討され始めたものである。

この特徴は、企業の将来の拠出額が一定の計算式により確定している。しかし、資金の運用リスクは従業員負担のため、従業員の受け取り年金額は不確定である。このため、認識される費用額は年金契約による拠出額であり、拠出額が不足している場合のみ「未払い年金費用」が計上されることになる。

### ② 確定給付型年金制度

これは現在日本で行なわれている制度である。

この特徴は、従業員の受け取り額は確定している。しかし、資金の運用リスクは企業負担のため、企業の拠出額は契約による拠出額に加えて運用の巧拙による利息収入の多寡により変動する。このため5年毎に予想年金総支給額を計算し、そこから企業・従業員の契約による予想拠出総額を控除し、更に、拠出金の予想運用利息総額を控除して、過不足額を算出し、同額を追加（減額）拠出する。もし、契約拠出額の不足や追加拠出の不足があれば、不足額合計



を「未払い年金費用」として計上することになる。

このため総支給額予想には死亡率・今後の昇給率・中途退職率等、予想運用利息には今後の運用利率等仮定の係数が多数使われることになり、その数字如何により拠出額・未払い年金費用額は大きく変動する。

現在、我国の企業で問題となっているのは、最近の低金利政策のため運用利息が当初予想利率を大きく下回っており、上場企業だけでも60～80兆円という膨大な追加拠出が必要となっているものの、その多くが未拠出となっていることである。

しかも、従来、これはオフバランスで表面化していなかったが、原則として2000年4月以降は「未払い年金費用」として負債の部に計上が必要となったことである。

## 6 デリバティブ取引の評価

アメリカでは1998年6月に基準書第133号「デリバティブとヘッジ活動に関する会計」が公表された。当初は1999年6月以降開始事業年度から適用の予定であったが、産業界特に銀行業界の反対が強く、適用開始時期は未定である。

ここではまず、デリバティブとは①1つ以上の基礎商品及び1つ以上の想定元本又は支払い条項あるいはその両方を有する金融商品又はその他の契約、②当初純投資を要求しない、又は市場要素の変動に対して要求されるより小さい当初純投資を要求する金融商品又はその他の契約、③その条件が純額決済を要求する又は認める金融商品又はその他の契約、と定義している。そして、従来オフバランスであった全てのデリバティブを公正価値で測定して貸借対照表に計上することを求めている。

また、ヘッジ取引についても①公正価値変動に対するヘッジ、②キャッシュフロー変動に対するヘッジ、③為替変動に対するヘッジ、に三区別している。もし、デリバティブに完全対応したヘッジを組めば一方の利益は他方の損失となり、実質的に損益は「0」となる。しかし、不完全対応の場合は損益差額が生じ、それは当該期間の損益として認識され、損益計算書に計上が要求される。

一方、日本では1999年1月に企業会計審議会が公表した「金融商品に関する会計基準の設定に関する意見書」の中にデリバティブの認識及び測定の基準とヘッジ会計の基準が含まれている。

ここでは従来は決済時に認識していたものを契約締結時に認識することに改められている。従って、デリバティブ取引によって生ずる債権債務は決算時の時価によって貸借対照表に計上し、その評価差額は当該期の損益として損益計算書に計上することが要求される。

また、ヘッジ取引についてはアメリカと区別の仕方は異なるものの、その実質はおおむね同じである。

## 第IV節 時価主義会計への疑問 ①総論

以上現在導入されている、または導入されようとしている時価主義会計の主な項目を概観してきた。それらはいずれも期末時点で資産及び負債を再評価し、貸借対照表に求められる「期末時点の正しい財政状態」を表示し、取得原価主義・実現主義の持つ欠陥を是正しようという趣旨であり、肯定できるものである。しかし、現在伝えられている時価主義会計には次のような問題点を含んでいる。

### 1 評価差額の性格

個別の問題点を指摘する前に、まず、評価差額がどのような性格を持っているかを考える必要がある。すなわち、評価差額とは取得価額と期末時価との差額と定義することに異論はないと思われる。しかし、期末時価とは何かとなると、各種の仮定の上に測定されるので、そこでは従来以上に恣意的な操作が行なわれる可能性を含んでいる。

例えば、期末時における仕入れ単価も時価（再調達時価）であり、同日の販売単価も時価（実現可能時価）である。しかもこの二者は同一ではなく、一般には仕入れ単価<販売単価である。従来取得原価主義会計では取得価格で評価することになっていたから操作の余地は少なかったが、時価主義では取得単価から開放されるので、取得価格と販売価格（正確に言えば市場価格から見積販売経費を控除した正味実現可能価格）の間であれば自由に単価設定ができる。このため、企業によ

る恣意的な時価選択が可能であることを指摘しなければならぬ。

また、その評価差額が規則的・反復的すなわち経常的に発生するものであれば経常利益以前の段階でその損益を認識計上し、当期業績に反映させねばならない。一方、臨時・異常に発生するものであれば、それは特別損益として認識し、当期業績から除外すべきものである。しかし、それが経常的か否かの判断も企業の判断に委ねられているため、ここでも企業による恣意的な選択が可能であることを指摘しなければならない。

つまり、時価主義会計の場合でも、従来同様に企業の恣意的な利益操作が可能となるのである。

## 2 再評価の範囲

現在我国に導入されている、または導入されようとしている時価主義会計の主な項目は前節で述べたとおりである。単に時価主義会計といえば貸借対照表の全ての科目を期末時点で再評価すると思いがちであるが、決してそうではなく、前記の限定された勘定科目でのみ時価評価を行なうに過ぎないことに留意する必要がある。

例えば土地の場合、国土庁が公表している公示価格で見ると、1983年の全国商業地の平均価格を100とすると、バブル最盛期であった1991年のそれは227に達し、日本の商業地の大半を法人が所有していることから、1,200兆円を超える膨大な含み益が発生したと思われる。一方、1991年の公示価格で見た全国の土地価格は、2,400兆円前後と推定されるが、バブル崩壊後の1997年には1,800兆円前後に下落したと推定されており、逆に600兆円前後の含み損が発生し、その大半が法人所有土地のものと思われる。しかし、なぜか土地に関してはこの膨大な含み益・含み損が時価評価の対象外となっているのである。(土地再評価法により土地再評価ができる任意規定が、しかも時限立法で作られたことは前述のとおりであるが、これは時価評価とは別の政策目的によるものである。)

アメリカ等では、土地価格は収益還元価格すなわち利用価値により決まり、我国のように利用価値と資産価値(取引価格)との乖離が少ないため、再評価の対象から除かれていると考えられ

る。

しかし、我国では、金融緩和時にしばしば土地投機により両者の価格が乖離し、暴騰・暴落を繰り返している。このため、我国の場合、他の部分でどんなに精緻な計算により再評価をしても、この膨大な含み益・含み損を無視しては、時価評価をしたとは言えない。我国独自であっても、時価主義会計と名乗る以上は土地の時価評価をすべきである。

## 3 ダブル・スタンダードの存在

今回の時価主義会計の採用は会計規範そのものの改定ではなく、意見書又は注解の変更という形で行なわれている。取得原価主義・実現主義を放棄し、時価主義の採用という大変革を行なうならば各会計規範そのものを改定すべきであろう。

なお、このためか株式公開企業等は強制・その他の企業は任意という規定が多く、今後は取得原価主義による決算書と、時価主義による決算書と、ダブル・スタンダードによる決算書が混在することになる。他社の決算書を見るものは、それがどちらの基準で作られたものであるか注意が必要である。しかも、その基準が異なっていることが分かっているにもかかわらず、自分でどちらかに修正することは不可能であり、他社比較が著しく制約されることになる。

## 4 繰延資産の資産性

今回の時価主義会計採用にあたっては、これについてまったく触れられていない。

そもそも繰延資産とは損益計算書重視のもとで、「費用収益対応の原則」により、支出の効果が次期以降に及ぶ費用を、効果のある期間に配分して期間費用を認識し、次期以降費用化する分を繰延資産として貸借対照表に表示するものである。我国の商法では、その第285条ノ7以下で、暖簾・創立費・開業準備費・試験研究費・新株発行費・社債発行費・社債償還差額、の七つを限定列举し、計上を認めている。しかし、実際には法人税法の規制により、これ以外の繰延資産の計上も多い。

しかし、これらはすでに支出済みの金額を計上したもので、正確な損益計算には必要であって

も、換金価値はまったくないものである。期末の財政状態を正確に把握するという時価主義会計において、これに触れないのは片手落ちである。

## 第V節 時価主義会計への疑問②各論

ここでは第3節で取り上げた我国の改革について、個別に問題点を指摘する。

### 1 外貨建債権債務の評価

ここでは短期債権債務は期末換算、長期債権債務は取得時または発行時価格で評価することになった。

しかし、評価差額が大きいのは、むしろ長期債権債務であり、これを再評価しないのは大きな含み損・含み益を認めることになり、問題である。

### 2 有価証券の評価

ここでは子会社・関連会社を除く、全ての保有有価証券を期末換算することになった。

現在我国の株式市場では法人所有株式比率は発行済み株数の60%を超えている。このうち安定株主と呼ばれている企業間相互の直接持ち合い比率は25%前後と推定されている。この売買を予定していない法人間の持ち合い株式も期末再評価の対象となる。

この持ち合い株式を流動資産に計上してあれば、株価の変動は評価損益として、営業外損益の部に計上が義務づけられ、ストレートに期間損益に影響する。損益計算書は一定期間の経営成績を示すのが役割であるが、今後はこのため保有有価証券の価格変動も経営者の責任ということになるが、それで良いのであろうか。

例えば、1996年3月期の東京三菱銀行の有価証券報告書によれば、同期末の市場性ある有価証券の簿価は33,424億円で、時価は48,972億円である。したがって15,547億円の含み益があったことが分かる。この期間の経常利益は1,301億円であった。もし、この期に含み益を全額評価益として計上し、翌期の本業による経常益が同額であったとした場合、株式市場低迷により保有有価証券が平均3%低下すれば、1,469億円の評価損計上により決算書は赤字となってしまう、経営者は経営能力を問われることになるのである。

一方、この株式を投資有価証券として固定資産の部に計上してあれば、評価損益は特別利益となり、当期の経営成績には影響しないことになる。すなわち、有価証券勘定を何処に置くかにより、今後は経常利益の額が変わるのである。

なお、期末評価の具体的な方法は企業に委ねられており、比較的市場価格が明白である上場株式の評価でも、期末時の終値・期末月の終値平均、等の評価方法の選択が可能であり、上記と併せて企業間比較を困難にする要因の一つとなる。

更に、1992年以降株式保有の大きい金融機関等を救済するために、財政投融资資金など20兆円近い公的資金を投入した株価維持政策が取られたが、今後も株式持ち合い企業間や再度公的資金投入による恣意的な株価維持が行なわれる可能性もある。

### 3 貸付金の評価

ここでは保有する貸付金を回収リスクの高低に応じて、金融機関五つ・一般事業会社三つに区分し、そのリスク度に応じた貸倒引当金の設定を要求している。従来の法定貸倒率や実績貸倒率使用と比べると大きな前進であることは確かである。

しかし、ここでもその区分作業は原則として企業の「自己査定」に委ねられており、恣意的な操作の余地は多分にある。

例えば、貸付期限が到来したにも拘らず返済が出来ない場合、貸付期限を延長すれば正常債権に区分される。また、利息が支払えない場合、利息分を追加融資し、その資金で利息を回収すればそれも正常債権に区分される。最近の相次ぐ金融機関の実質倒産後、巨大な不良債権が表面化したのが、それら金融機関の多くはこの操作を行っていたことが判明している。更に、別会社を新設し、そこを迂回した融資により、不良債権を回収するという操作が行なわれ、正常債権化していたことも判明している。

金融機関の場合、金融監督庁の検査があり、今後は極端なことは出来ないとしても、一般事業会社やその子会社であるノンバンクではチェック機能が弱いため、その懸念は十分にある。

なお、金融機関の場合、金融監督庁の求める債権分類区分と公認会計士協会が求める同区分とが

一致していないのも問題である。

#### 4 固定資産の評価

前節で述べたように我国の土地価格は暴騰・暴落を繰り返している。しかし、昭和27年に旧土地再評価法が施行され、再評価がなされて以来土地価格はそのときの簿価のままである。このため、企業を含み益の大半はこの土地含み益によるものである。しかも、赤字決算となる恐れのある時は、その一部を子会社等に切り売りし、赤字を回避するという、打ち出の小槌として使われている。一方、バブル時に土地投機に走った不動産業・建設業ではその後の暴落により、膨大な含み損を抱えているが、取得原価主義によりそれが表面化するのには倒産時のみである。このことは、企業経理に関心がある人なら誰もが知っていることであるが、なぜか今回の大改革でも対象から外されている。時価主義会計という以上、その金額の大きさを考えれば、真っ先に手をつけるべき問題であろう。

げんに、イギリスでは、土地・建物を数年おきに再評価しているのである。

なお、時価主義会計とは離れるが、今回の土地再評価法に触れておきたい。

これは前に述べたが、1回限り再評価が出来るという内容である。従って、1998年または1999年に、その時の時価で再評価した場合、その後の土地価格下落分は、そのまま含み損となり、現在の会計基準では評価減は出来ないのである。現在、膨大な不活用土地が存在し、土地需要も減少しており、今後の含み損発生懸念は決して杞憂なものとは思われないのである。

#### 5 退職給付金の評価

これは従来オフバランスであり、企業外部のものにはブラックボックスであった。このため、現在の退職給付金積み立て不足額は日本の全企業を合わせると200~300兆円と幅広く推定されている。このような巨額の積み立て不足がある一番の要因は、我国では確定給付型年金制度を採用していることにある。すなわち、最近の低金利政策による運用利率の低下分はすべて企業の追加拠出を必要としているが、収益低迷のためこれを必要額

だけ行なえないのである。この積み立て不足額を開示することは企業の実体を知る上で大きな前進である。

しかし、予想給付総額の計算は企業に委ねられており、前述のとおり、従業員の死亡率（平均余命）・今後の昇給率・中途退職率・予想運用利率等、仮定の係数が多数使われる。その数字如何により追加拠出額・未払い年金費用計上額は大きく変動するのである。

#### 6 デリバティブ取引の評価

従来は実現主義のためデリバティブ取引による債権債務もオフバランスで、損益の認識も精算時に行なわれていた。バブル時に「特定金銭信託」を利用し、低価法からも逃れて巨額の含み損を抱えた多数の企業がこれを悪用し、外資系投資信託会社の誘いに乗って「含み損の飛ばし」を行っていたことが判明した。この反省からか、この取引も我国の時価主義会計に取り込まれて、期末時点の評価による損益の認識が行なわれ、期間損益に計上するように改善された。

しかし、デリバティブ取引は高度の数値計算を駆使して行なうもので、その取引を行なった企業ですら損益計算で出来ず、委託した投資信託会社の数字を信頼するしかないのが実体であると伝えられている。このような状態で期末の正して評価が出来るとは思われないのである。また、公認会計士もこの監査を出来る人は少ないと言われており、恣意的な評価が行なわれる可能性は否定できない。

#### おわりに

現在の企業会計は前に述べたように複式簿記の原理に基づいている。しかし、それは15世紀に生まれたもので物価変動がないことを前提としているし、現在のような複雑・長期的な企業活動を前提としたものではない。それゆえにこそ、貸借対照表が期末の財政状態を示し、損益計算書が当期の経営成績を示し、しかも両者の利益が一致したのである。しかし、時代の経過と共に両者間で矛盾が生じ、その差は拡大する一方となってきた。そのため、片方を正確に計算表示し、利益を確定させ、他方の利益をそれに合わせるように修正す

る方法が取られてきた。

歴史的に見ると、当初(少なくとも1930年代まで)は債権者に要求に答える決算書として重視されたのは、ストックとしての財産価値を表示する財産目録的貸借対照表であった。そのため、試算表からまず貸借対照表科目を正確に抜き出し、残りの科目を集めて損益計算書が作られた。

次に、株式市場の大衆化につれて投資家保護の目的から、フローとしての一事業年度に於ける収益力を示す当期業績主義の損益計算書が重視された。しかし、そこでは当期業績に關係する科目のみが抜き出され、残りの科目を集めて貸借対照表が作られた。そのため、貸借対照表が期末の正しい財産状態を示さなくなった。前に述べた米国貯蓄貸付組合の倒産時や我国金融機関の倒産時に露見した巨額不良債権の内在等が良い例である。

このため、現在は時価主義による貸借対照表を重視し、当期企業活動以外の要因で発生した損益も損益計算書に含める包括主義損益計算作成の方向に向かおうとしている。すなわち、取得原価主義と決別し、積極的に期末の評価損益を認識し、これを貸借対照表に反映させると共に、実現主義と決別し、未実現損益も損益計算書に反映させようという改革である。

しかし、世界的に見ると、このような試みは決して初めてのものではない。取得原価主義会計がインフレに弱いことや、含み益の部分的実現利益化による実質粉飾決算の横行に対する反省から、まず、1960年代に入るとインフレーション会計が一般物価水準変動会計・貨幣購買力変動会計等の名の基に提唱されていたのである。しかし、これは取得価格を物価変動に応じて一定の比率で評価替えしようとするもので、完全な時価主義会計ではなく、その後のインフレの収束もあり支持を失って消滅した。次に登場したのは1980年代のカレント・コスト会計である。これは個別の価格変動に起因する損益を測定しようというものであるが、これもインフレの収束等により効用が薄れて消滅した。そして、1990年代に入りインフレ対策としてではなく、金融資産の期末価値を正しく測定しようという趣旨を主体として、また、時価主義が登場したのである。

確かに伝えられている時価主義は取得原価主義

に比べると、企業による恣意の余地が少ない上に、期末の時価を表示すると言う点で優れている。しかし、第Ⅳ節・第Ⅴ節で問題点を指摘したように、時価主義会計で全てが解決するわけではない。また、取得原価主義でも脚注の活用により補える部分も多々ある。

一般には、現在世界中が時価主義会計を採用し、そこでは全ての勘定科目を時価評価しているかのように伝えられているが、決してそうではなく、取得原価主義を基本とした部分時価主義会計が主流であることを改めて強調したい。

我国が重視しているアメリカでも、時価主義評価しているのは一部の勘定科目のみである。

また、イギリスでは貸借対照表は時価主義、損益計算書は取得原価主義、と使い分けている。これは一つの賢明な基準であろう。なぜならば、貸借対照表は期末の正しい財政状態を示し、損益計算書は経営努力の結果のみを当期の経営成績として示し、外部環境変化による評価損益を当期業績から除外しているからである。

最後に、現在我国に導入されている、または、導入されようとしている時価主義会計は、取得原価主義に比べると貸借対照表においては大きな前進ではあるが、数多くの問題点がある上に、依然として企業の恣意性が残されており、万能ではないことと、最終的には経営者のモラル・デスクロージャーの姿勢の有無の問題であることを指摘し、本論を閉じる。

(2000.1.6 受理)

## 参考文献

- |                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| 会計全書 平成11年版                          |                    |
| 国際会計基準                               | 広瀬義州他編             |
| 英文財務諸表作成の実務                          | 監査法人トーマツ編          |
| 金融商品の時価会計論                           | 吉田康英著              |
| 時価会計入門                               | 田中建二著              |
| 時価主義を考える                             | 田中弘著               |
| 金融監督庁                                | 金融再生研究会            |
| 月刊「税理」                               | VOL. 42 NO. 8 1999 |
| 隔月刊「JTRI 税研」                         | VOL. 15—NO.1 1999  |
| 本論文執筆にあたり、上記書籍を参照・確認のために利用したことを付記する。 |                    |